

TAIHO

グリーン調達
ガイドライン



2017年1月改訂〔第4版〕

大豊工業株式会社

目 次

I. はじめに	2
II. 大豊環境基本理念	3
III. グリーン調達の考え方	4
IV. 環境マネジメントの充実と強化	6
1) 環境マネジメントシステムの構築	7
2) 温室効果ガス(GHG)の削減	7
3) 水資源インパクトの削減	8
4) 資源循環の推進	8
5) 化学物質の管理	8
6) 自然共生社会の構築	9
お問合せ先一覧	10
化学物質関連法令・用語集	11
その他用語集	12

提出書類(帳票類)

- 帳票A「環境責任者登録/SOC10物質非含有宣言」
- 帳票B「含有調査結果」
- 帳票C「切替証明書」
- 帳票D「環境負荷物質(SOC)管理体制チェックシート」
- 帳票E「初品測定結果報告書」
- 帳票F「納入資材成分報告書」
- 帳票G「環境関連 緊急・異常時 発生報告書」

1.はじめに



日頃より、取引先の皆様には、生産・調達活動に対して、多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。さて、近年、地球温暖化やエネルギー問題など地球規模での取り組みが必要とされる複雑な問題が山積みになっており、私たちも製品をグローバルに供給する企業として、製品環境、生産環境両面において社会から求められる役割も年々大きくなっているものと認識しております。

大豊グループは「トライボロジーを基盤とした製品とエンジニアリングをもって社会に貢献する」という使命を掲げ、摩擦技術を中心としたトライボロジー技術をコアに、エネルギーの効率的な運用を追求し、高機能・高品質な製品とサービスの提供により持続的発展に努めてまいりました。

そして、2016-2020年の5カ年を対象とした、「第6次大豊環境取り組みプラン」を策定し、環境に関する社会動向の変化を踏まえ、持続可能性を考慮した企業活動を推進してまいり所存です。今回、「大豊工業グリーン調達ガイドライン」の改定においては、この「第6次大豊環境取り組みプラン」も踏まえ、企業が考慮すべき環境課題への取り組み強化や最新の法規制情報の共有・遵守することを内容とした第4版を発行することとしました。

私たちはこれからもより一層の地球環境との調和を目指した事業を進めてまいります。そのためには取引先の皆様のご協力が不可欠となりますので、弊社の主旨および取り組みの重要性をご理解いただき、より一層のご協力のほど、お願い申し上げます。

大豊工業株式会社
代表取締役 副社長

近藤隆彦

II. 大豊環境基本理念



環境基本理念

製品と生産で社会と環境に貢献

環境方針

1. 法規制の遵守

法規制及びその他の要求事項を遵守し、違反・苦情を未然防止

2. 自主的な取り組み

各国・各地域の環境を保護する為、自主的な目標設定と展開並びに
フォローによる継続的な改善

- ①地球温暖化防止
- ②資源の有効利用と排出物の低減
- ③環境負荷物質の低減
- ④生物多様性の保全

3. 社会との連携・協力

社会から信頼される企業市民をめざす

- ①お客様・仕入先殿との連携と協力
- ②地域社会への貢献
- ③積極的な情報開示

4. 環境技術の追求

環境に貢献する製品の提供とものづくり

- ①トライボロジー技術を軸にした環境対応製品の開発
- ②燃費向上、排ガス浄化に貢献するシステム製品の開発
- ③資源の投入量を最小化する、新工法の開発

III. グリーン調達の方



1. グリーン調達の目的

企業の社会的責任を果たし、「持続可能な社会」の実現に貢献し、循環型社会の構築を目指すため、自社の活動だけでなく、お取引先様を含めた地球環境保護活動を推進する。

2. グリーン調達とは

部品・原材料・副資材の調達に当たっては、価格と品質、納期に加えて、積極的に環境管理活動を取り組まれているお取引先様から環境負荷の少ない工程で生産されたものを調達すること。

3. グリーン調達推進に当たってのガイドライン

弊社はグリーン調達を推進するため、お取引先様の環境管理活動と、お取引先様から購入させていただく調達品の環境管理活動状況、並びに購入させていただく調達品の生産工程に対する環境への取り組み状況を調査させていただき、地球環境保全に積極的な取り組みを行っているお取引先様から優先的に購入を進めていきたいと考えています。お取引先様におかれましては、当ガイドラインを満たすべく、積極的に取り組んでいただきますよう、宜しくお願いします。

改定内容の概要

本ガイドラインの更新に際しては、「第6次大豊環境取り組みプラン」をもとに改定しました。
改定内容の概要は以下の通りです。

1. 環境マネジメントシステムの構築《取組強化》

サプライチェーン全体のマネジメントを実施するために、皆様のお取引先様、並びにその先のお取引先様の環境マネジメントシステムの確認などをお願いします。

2. 温室効果ガスの削減《取組強化》

低炭素社会の構築に向けた取り組みとして、温室効果ガス(GHG)排出量の削減をお願いします。

3. 水環境インパクトの削減《新規追加》

循環型社会の構築に向けた取り組みとして、水の使用による自然環境へのインパクト(影響)の削減をお願いします。

4. 化学物質の管理《運用内容の更新》

現在の運用に合わせた更新を行いましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

5. 自然共生社会の構築《新規追加》

環境保全と自然共生社会の構築に向けた製品、拠点における生物多様性の配慮や、自然共生社会づくりなど各種取り組みをお願いします。

IV. 環境マネジメントの充実と強化



弊社環境方針をもとにお取引先様へお願いしたい取り組み事項を次の表にまとめましたので、ご確認の上、取り組みをお願いします。

依頼事項につきましては、具体的な実務の中で取り組み状況を適宜確認し、その結果を考慮の上、必要な改善等をお願いさせていただきます。

また、弊社では、お取引先様の環境窓口責任者を通じて各種の環境取り組みを推進させていただいております。新規お取引先様におかれましては、環境窓口責任者をご選任いただき、お取引先様の社内における各種取り組みの継続的な推進をお願いします。

お願い事項一覧

※ 対象:○ 対象外:-

	環境取り組み事項		対象取引先様				
			部品・金型・治工具	原材料・副資材	梱包・包装資材	設備工事・清掃・造園	物流
1)	環境マネジメントシステムの構築	(1)環境マネジメント体制の構築	○	○	○	○	○
		(2)事業活動に関わる環境取り組み	○	○	○	○	○
2)	温室効果ガス(GHG)の削減		○	○	○	○	○
3)	水インパクトの削減		○	○	○	○	○
4)	資源循環の推進		○	○	○	○	○
5)	化学物質の管理	(1)部品、原材料(これらの製品の梱包資材含む)に関する化学物質の管理	○	○	○	-	-
		(2)弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理	-	○	○	-	-
6)	自然共生社会の構築		○	○	○	○	○

1) 環境マネジメントシステムの構築

(1) 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。

お取引先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

・環境マネジメント体制の構築

環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。

外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。

なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様のお取引先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先のお取引先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。

あわせて、お取引先様の事業活動に役立てていくため、弊社より環境関連法令の情報提供を随時させていただきます。

(2) 事業活動に関わる環境取り組み

お取引先様の事業活動においても、積極的な環境取り組みをお願いします。

a) 環境に関する法令の遵守

お取引先様の事業活動における、環境に関する法令の遵守をお願いします。

b) 環境パフォーマンスの向上

お取引先様の事業活動における、以下の環境パフォーマンス向上に努めていただきますよう、生産段階での環境改善への取り組みをお願いします。

2) 温室効果ガス (GHG) の削減

弊社ではライフサイクル全体の温室効果ガス (GHG: Green House Gas) 排出量を評価し、削減に努めています。

a) 購入資材におけるGHG排出量の削減

下記などの取り組みを実施いただき、お取引先様の購入資材(最上流から製造まで)のGHG排出量の削減をお願いします。

- ・部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進

b) 生産におけるGHG排出量の削減

お取引先様の生産における、GHG排出量の実績管理と削減をお願いします
(対象のお取引先様には個別に連絡いたします)。

c) 物流におけるGHG排出量の削減

お取引先様の納入物流のGHG排出量の削減をお願いします。

d) 廃棄・リサイクルにおけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、お取引先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際のGHG排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

e) フロン排出量の削減

お取引先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、地球温暖化係数の低いフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。

f) 納入設備におけるGHG排出量の削減

弊社に納入いただく生産設備に関して、GHG排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

3) 水環境インパクトの削減

弊社では「水量」「水質」に対するインパクト(影響)の削減を推進しています。

具体的な取り組みとしては、「生産活動における水使用量の低減」等を進めております。

お取引先様におかれましても、水環境インパクトの削減をお願いします。水リスクとその対策及び水使用実績など確認させていただきます(対象のお取引先様には個別に連絡いたします)。

4) 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令をはじめとした政策など、国内外における法規制対応した廃棄物削減活動など、資源循環に関する取り組みを推進しております。お取引先様にも資源循環に関する取り組みにご協力をお願いします。また、廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量削減をお願いします。

b) 製品使用後の廃棄時における適正処理、3Rを考慮した素材や製品の開発製品が使用後に廃棄される際に適正処理、3Rが実施しやすくなるような取り組みをお願いします。なお、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。また、適正処理が困難と予想される新素材や新製品については、事前に弊社担当までご相談下さい。

c) 生産における廃棄物の削減とリサイクルの推進

生産における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。

d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。

5) 化学物質の管理

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、PRTR制度など、国内外における法規制に対応した化学物質の管理(廃止、削減等)を行っています。

対象のお取引先様には、下記項目に関する関連法令・大豊技術標準に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1) 部品、原材料(これらの製品の梱包資材含む)に関する化学物質の管理

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理

- ・化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は大豊技術標準(TDS Z 0001)「環境負荷物質(SOC)の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に従い、実施して下さい。
- ・部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更および重量変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質データのIMDS入力を確実に実施して下さい。弊社は化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDSによる材料データ管理をグローバルに進めています。IMDSの入力に関するマニュアルは、IMDS公式ホームページのFAQ(よくある質問集)をご確認下さい。
URL <https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/faq>
- ・弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、IMDS入力を指定期日までに確実に実施下さるようお願いいたします。
- ・開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。
- ・IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないように、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施して下さい。
必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

b) 梱包・包装資材の化学物質の管理

- ・梱包・包装資材の設定時は上記大豊技術標準(TDS Z 0001)「環境負荷物質(SOC)の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に規定した禁止・制限物質を含有しないよう、材料選定をお願いいたします。

c) 樹脂・ゴム部品の材質表示

- ・大豊技術標準(TDS Z 0001)「環境負荷物質(SOC)の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に基づき、管理体制の整備をお願いいたします(弊社より別途確認させていただきます)。

(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包・包装資材」等に関する化学物質の管理

- ・納入・持込み材料に、使用禁止物質を含有しないようお願いいたします。
- ・原材料、副資材の新規採用計画時には、納入材料の成分調査結果「納入資材成分報告書」及び「化学物質等安全データシート(SDS)」など事前検討に必要な情報を、採用計画部署へ連絡して頂きますようお願いいたします。
- ・SDSは最新状態を保つため、法改正などにより記載内容が変更になった場合は速やかに最新版を提出して頂きますようお願いいたします。

6) 自然共生社会の構築

弊社では自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。お取引先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いいたします。

- 事業所を中心とした周辺地域の自然保全活動
- 社外活動への参画を通じた自然保全活動

〈お問合せ先一覧〉

本件に関するお問合せ先は下記にお願いします。

CSR推進室（環境マネジメントシステムの構築、環境全般）

TEL 0565-28-2436 FAX 0565-28-2309

技術企画推進部（化学物質の管理）

TEL 0565-28-9284 FAX 0565-28-2006

調達部（全般窓口）

TEL 0565-28-2079 FAX 0565-27-1821

※なお、ガイドライン、別表、別紙などは環境の変化により変更・更新します。

最新版につきましては弊社ホームページにてご確認ください。

化学物質関連法令・用語集

(1) 欧州REACH規制

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則〈(EC)No 1907/2006〉」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握、リスク評価およびサプライチェーンを通じた管理が義務付けられています。

(2) 欧州CLP規則

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則〈(EC)No 1272/2008〉」化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール(GHS)に基づく仕組みに変更するものである。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められます。

(3) 欧州ELV指令(End of Life Vehicle)

2000年に発効した「使用済み自動車(ELV)のリサイクル指令(2000/53/EC)」使用済み自動車による環境負荷物質の低減のために、製品中に含有する化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品中化学物質については、技術的困難で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

(4) 米国TSCA法(Toxic Substances Control Act)

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国EPA(環境保護庁)は化学物質、混合物に関する情報管理(報告、保持)、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

(5) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」、新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

(6) PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質使用公表制度。規定された有害物質を一定以上取り扱う事業者から排出または移動した量を把握、収集、公表する制度。

その他用語集

(1) ISO14001 (JIS Q 14001)

1996年に国際標準化機構 (ISO) が制定した「環境マネジメントシステム」の国際規格のことで、PDCAサイクルを回転することで、環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的な改善を図るシステム。

(2) IMDS (International Material Data System)

製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(3) エコアクション21

環境省が中小事業者向けに普及、促進を進めている環境活動評価プログラムのことで、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合したもの。

(4) SOC (Substance Of [environmental] Concern)

環境負荷物質。製品等に含有される物質の中で、環境保全上または人間の健康に支障を来す恐れがある物質のこと。

(5) SVHC (Substances of Very High Concern)

人の健康や環境に対する懸念が高い化学物質のことで、REACH規則第57条に認可登録すべき物質として指定されています。

(6) SDS (Safety Data Sheet) 制度

化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」の特性および取扱いに関する情報の事前提供、ラベル表示する制度。

(7) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

IMDSを使用する自動車業界で国際的に使用されている申告物質リスト。

(8) JAMAシート (Japan Automobile Manufacturers Association, Inc. シート)

環境規制への対応のため、製品に含有する材料、化合物の調査に使用する目的で、(社)自動車工業会 (JAMA)、(社)日本自動車部品工業会 (JAPIA) にて合意されている帳票。

(9) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。揮発性を有し、大気中でガス状となる有機化合物の総称。

◆公表媒体、公表対象

本ガイドラインは、当社ウェブサイト上で公表をしています。

大豊工業 グリーン調達

検索

◆改訂履歴

グリーン調達ガイドラインは今後の法規制や社会動向により適時改訂します。

- ・初版 (2008年 4月)
- ・2 版 (2011年 7月)
- ・3 版 (2014年12月)
- ・4 版 (2017年 1月)

大豊工業株式会社 行き

「環境責任者登録／SOC10物質非含有宣言」

貴社に納入する部品、原材料 及び 副資材等において、環境負荷物質(10物質)「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、アスベスト、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 、デカ臭化ジフェニルエーテル(デカBDE)、ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)」について、現時点規制値の範囲内であることを宣言します。

記入日	年 月 日		
会社名			
環境責任者			
	部署名		
	役職		
	氏名	印	
問合せ窓口			
	部署名		
	氏名		
連絡先	所在地		
	TEL		
	FAX		
	Eメール		

含有調査結果(参考例)

当社は、以下に記載した貴社への納入製品に、調査対象物質「鉛」の含有有無について、下記の通り、調査結果を報告します。

No.	対象品目	製造メーカー名	含有有無 (いずれかに○)	備考 (有りの場合、含まれる物質名を記載)
1			有・無	
2				
3				

* 含有有りの場合、含有率測定結果表及び分析機関の分析データを添付願います。

〔回答者情報〕

会社名：

部署名：

氏名：

㊞

電話番号：

FAX 番号：

回答日：(西暦)

年

月

日

以上

切替証明書（参考例）

下記の対象品番リストの部品は、 年 月 日以降の
貴社向けの納入分より、2007年7月1日から適用される欧州廃車指令
(2003/53/EC)に適合していることを証明する。

【対象アイテム一覧】

品名: _____

切替内容: _____

切替開始日: _____

対象品番: _____

<担当者の連絡先>

部署名: _____

役職: _____

TEL: _____

FAX: _____

メールアドレス: _____

会社名:

年 月 日

責任者	担当者

環境負荷物質(SOC)管理体制チェックシート

【帳票D】

会社名:

日付:

氏名:

要求事項	結果評価					
	実施	概ね実施	一部実施	殆ど無い	得点	
1. 自社製品のサプライチェーンの明確化						
1) 全ての購入部品、材料、副資材(以下:購入品)を識別・特定し、個別に管理が出来るようになっている(最終製品として大豊工業に納入されるものが対象)	①購入品の一覧表がある	5点	4点	2点	0点	
	②品番をつけて個別に管理出来るようになっている	5点	4点	2点	0点	
	③各品番毎に、SOC管理の責任部署が明確になっている	5点	4点	2点	0点	
	④購入品の仕入先が明確である	5点	4点	2点	0点	
2) 各製品の購入品のサプライチェーンが明確になっているSOCで問題が発生した場合、的確に原因究明、対応策が取れる体制になっているか?	①購入品の仕入先が明確である	5点	4点	2点	0点	
	②仕入先(Tier2)のSOC対応窓口が明確になっている	5点	4点	2点	0点	
	③購入品毎に、SOCに関する留意度の認識がある	5点	4点	2点	0点	
	④Tier3以降も含めサプライチェーンを把握している	5点	4点	2点	0点	
得点小計						
2. 仕入先(Tier2; 貴社一次仕入先)への要求の明確化						
1) 購入品のSOCに関する管理体制が明確である	①自社の規定、標準類がある	5点	4点	2点	0点	
	2) 仕入先(Tier2)に対して、図面、検査法等でSOC非含有を明確に指示している	①取引基本契約にSOC対応が含まれている(法規制、納入品質について明確な指示)	5点	4点	2点	0点
		②SOC非含有を図面指示している	5点	4点	2点	0点
3) 仕入先(Tier2)に対する、SOC管理体制の要求事項が明確であり、これを提示している	③SOCに関する検査規定がある	5点	4点	2点	0点	
	①チェックシート等で、具体的に要求を提示している	5点	4点	2点	0点	
	②仕入先説明会等で具体的に要求を提示している	5点	4点	2点	0点	
	得点小計					
3. 仕入先(Tier2; 貴社一次仕入先)からの購入品の管理の徹底						
1) 仕入先(Tier2)からの購入品の受入時のSOCに関する業務規定が明確になっている	①規定、標準類がある	5点	4点	2点	0点	
	2) 全ての購入部品、材料、副資材について、仕入先(Tier2)からSOC非含有の証明を得ている(下記5.2参照)	①会社全体としての非含有宣言書を得ている	5点	4点	2点	0点
		②部品別、材料別(含:副資材)に非含有の証明を得ている	5点	4点	2点	0点
3) 仕入先(Tier2)のSOC管理体制を確認している	③②は定量データに基づくものである	5点	4点	2点	0点	
	①仕入先から工程整備報告書を得ている	5点	4点	2点	0点	
	②工程調査を行う基準が明確になっている	5点	4点	2点	0点	
4) 購入品のSOC非含有の確認のため実測を行うことが出来る	③重点仕入先には工程調査(含:管理体制調査)を実施している	5点	4点	2点	0点	
	①検査機器を保有している、または外部委託先を確保している	5点	4点	2点	0点	
	②実測を行う実施基準が明確になっている(含:対象部品のランク付け)	5点	4点	2点	0点	
	③実施基準に従って、実測を行っている	5点	4点	2点	0点	
	得点小計					
4. 自社のSOC管理体制の構築・維持						
1) 自社(設計、工場、工程)におけるSOC含有、混入防止体制を構築し、実施状況を定期的に確認している。購入品であれば、購入品の管理体制(設計を購入検討時に置き換える)	①設計開発段階でのSOC対応の規定、標準がある	5点	4点	2点	0点	
	②設計開発段階での確認が実施されている	5点	4点	2点	0点	
	③SOCが混入しない工程であることを、工程管理マニュアル、QC工程表などに織り込んでいる	5点	4点	2点	0点	
	④工程変更時のSOC関連の対応が明確になっている	5点	4点	2点	0点	
	⑤工程変更時のSOC関連の対応が明確になっている記録が残っている	5点	4点	2点	0点	
	⑥工程整備状況を定期的に確認している	5点	4点	2点	0点	
得点小計						
5. 顧客(大豊)への納入品のSOC非含有の証明						
1) 顧客(大豊)との自社検査法に、SOC管理が含まれている	①部品検査法にSOC項目を組み込んでいる	5点	4点	2点	0点	
	2) 号試品を納入する際、下記のSOC非含有のエビデンスがあることを確認し、他のデータとともに初品測定結果報告書にその旨を記載し、大豊の検査管理部署へ提出する。号口初品の納入の際には、材料等変更ないことを報告、ある場合はエビデンス確認の上、初品測定結果報告書を再提出する。 [SOC非含有の証明(エビデンス)] Tier2からの ①購入材料は、SOC10物質の含有量(濃度)がわかるデータ(成分表、または分析データ等) ②購入副資材は、上記または実測データ ③購入部品は、実測データ(エビデンスについては、実測等のデータを保有、大豊からの要求で即時出せること)	①購入材料についてのエビデンスがある・原材料に関するSOC含有データ(成分報告書)	5点	4点	2点	0点
		②購入副資材についてのエビデンスがある・材料・部品以外とするが、各社で定義付けが必要(成分報告書)	5点	4点	2点	0点
	3) SOC含有が検出(閾値内)された際の対応方法が明確になっている	③購入部品についてのエビデンスがある・部品及びアッセンブリ部品に関する含有データ(自工会・部工会統一・エクセルシート等)	5点	4点	2点	0点
④エビデンス入手不可の部品がある場合の対応方法が明確になっている(自社実測および、外部へ依頼等)		5点	4点	2点	0点	
	①意図的混入、非意図的混入を判定する基準がある	5点	4点	2点	0点	
	②SOCに関しても異常措置要領が整備されている	5点	4点	2点	0点	
得点小計						
得点総計						

納入資材成分報告書

納入資材成分報告書記入・提出要領

(注1) 成分欄不足の場合、複数枚にて記入

(注2) 荷姿の違い等により品番が複数になる場合は
副票へ記入(品番記入は調達部)

(太線内を記入してください)

受付 No.	品番	仕入先コード
製品名		
形式		

納入会社	所在地(〒 -)	TEL	報告会社・部署 TEL
製造会社	所在地(〒 -)	TEL	発行人月日 年 月 日
リスト No.	成分	CAS No.	含有率(%)
使用上の留意点 (有害性・保護具等)	該当項目 下記1～9について、記入又は○で 囲んで下さい。 1. 毒物及び劇物取締法による (特定毒物・毒物・劇物・該当せず) 2. 有機溶剤中予防規制による (第 種有機溶剤・該当せず) 3. 特定化学物質障害予防規則による (第 種特定化学物質・該当せず) 4. 鉛・4アキル鉛中毒予防規則による (鉛含有物・4アキル鉛含有物・該当せず) 5. エポキシ樹脂硬化剤健康障害防止通達 (該当・該当せず) 6. 消防法による (第 種危険物・該当せず) ※第4種危険物の時(第 石油類) 7. SDS(有・無) 有の時危険有害性の番号() 8. その他法規・指針等 () 9. 引火点 _____ °C 10. 含水率 _____ 11. 比重 _____ 12. 1(ユニット)個当りの重量 13. 容器・材質()・形態() ・納入会社による使用後の回収(する・しない)		



環境関連 緊急・異常時 発生報告書

発生場所： 工場

発行日： 工場委員長 工場事務局 発生部署長

発生日時： 年 月 日 曜日 時刻

区分： 基準値オーバー・自主基準値オーバー・苦情・環境ヒヤリ
水質・大気・ダイオキシン・廃棄物・騒音・振動・悪臭・その他()

1. 発生状況(時系列)

時刻	状況

3. 処置内容(時系列)

時刻	内容

4. その他の情報 該当項目にシ点、詳細記入

①該当設備や作業を著しい環境側面に特定していたか？

環境重要設備 ()

環境重要作業 ()

未特定 ()

その他 ()

②周辺地域への影響はあったか？

有り (影響が明らかに敷地境界を越えている)

可能性有り (影響が敷地境界を越えた恐れがある)

なし ()

5. 原因の特定 事故発生時点で考えられる原因を、発生要因と流出要因にわけて記入

暫定対策

発生原因

流出原因 環境ヒヤリの発生
記入内容

暫定対策

提出ルート 発生部署 ⇒ 工場事務局 ⇒ 工場委員長 ⇒ 生産環境事務局 ⇒ 生産環境委員長 (⇒環境月報へ状況を記載)
⇒ 発生日から7日以内に報告

対策 報告書

1. 真因 (深掘り調査結果を記入)

発行日： 工場委員長 工場事務局 発生部署長

発生の真因： ① ② ③

流出の真因： ① ② ③

2. 発生の真因に対する対策

真因	設備技術面(ハード)	運用管理面(ソフト)	予定日	実施日
①				
②				
③				

3. 流出の真因に対する対策

真因	設備技術面(ハード)	運用管理面(ソフト)	予定日	実施日
①				
②				
③				

4. 見直し項目

◇下記項目は必ず見直し、見直し不要の場合は理由を記入

項目	必要	不要の場合	理由
環境影響評価の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(作業・異常処置)要領書の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
教育・訓練内容の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
チェックシート、点検表等の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

◇自工場内の類似工程・設備がある場合の対策内容を記入

5. 横展

6. 添付書類 深掘り調査の結果 真因以外の全ての要因を対策する計画表

提出ルート 発生部署 ⇒ 工場事務局 ⇒ 工場長 ⇒ 生産環境委員長 (⇒環境月報へ状況を記載)
⇒ 発生日から15日以内に報告

対策の有効性レビュー

対策の有効性レビュー 実施日は、対策報告書発行後の2ヶ月を目安とする。

1回目

苦情の場合： 申し入れ者への対策後の確認= 年 月 日

2回目

実施日	工場委員長	工場事務局

3回目

実施日	工場委員長	工場事務局

提出ルート 発生部署 ⇒ 工場事務局 ⇒ 工場委員長 ⇒ 生産環境事務局 ⇒ 生産環境委員長 (⇒環境月報へ状況を記載)
⇒ 発生日から7日以内に報告

 **大豊工業株式会社**

本社 / 〒471-8502 愛知県豊田市緑ヶ丘3-65
TEL:0565-28-2225(代) FAX:0565-28-2227

お問い合わせ先 _____
調達部 管理室
TEL:0565-28-2079 FAX:0565-27-1821
URL:<http://www.taihonet.co.jp>